平成３０年（フ）第７７号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　46棟105号
債務者　久保川美那子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７９号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１－５棟102号
債務者　**西**村　榮浩
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１－５棟102号
債務者　**西**村　富子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６７号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番７－302号
債務者　富永　翔汰
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
堺市西区鳳西町２丁18番地１　ラントシュトラーセ301号
債務者　平山　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６号
堺市西区鳳西町２丁18番地１　ラントシュトラーセ301号
債務者　平山いつ子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
堺市南区桃山台１丁５番３－301号
債務者　甲斐　広宣
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７０号
堺市南区三原台１丁３番44―107号、営業所堺市南区城山台２丁１番７－203号　安田方
債務者　泉北美装こと　峯口まつえ
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７１号
堺市南区城山台２丁１番７－203号
債務者　安田　　実
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５２３号
熊本県菊池市泗水町吉富210番地131　パストーン吉富Ａ208
債務者　仲宗根佐裕里
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２６号
熊本市東区新南部２丁目１番81―503号　新南部団地
債務者　鳴瀬　堅太
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第９号
盛岡市下太田沢田19番地２　Ａｒｉｅｔｔａ203号
債務者　武田　英則
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１２号
岩手県滝沢市鵜飼上山44番地27
債務者　杉原うめ子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２２号
岩手県紫波郡紫波町平沢字松田12番地47ラ・コルベイユ202
債務者　山田　恵子
1　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第９９号
福島県喜多方市慶徳町山科字山崎3243番地
債務者　小島　道也
1　決定年月日時　平成30年２月14日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第５６３２号
大阪市旭区森小路１丁目４番９号橘第２マンション　201
債務者　海士元敦子
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１９号
大阪市東住吉区鷹合２丁目２番３－503号
債務者　中川　浩記
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部